

## 協同組織金融機関の発行する優先出資証券の上場制度等の構築に伴う 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

|  | ( ページ ) |
|--|---------|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表  | 1       |
| 2. 信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表  | 7       |
| 3. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表  | 8       |
| 4. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表  | 11      |
| 5. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表  | 13      |
| 6. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表   | 17      |
| 7. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表  | 22      |
| 8. 受託契約準則の一部改正新旧対照表  | 24      |
| 9. 日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、<br>信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 | 27      |
| 10. 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表  | 28      |
| 11. 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表   | 29      |
| 12. 対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表  | 30      |
| 13. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表   | 31      |
| 14. 安定操作取引についての定款第 59 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表   | 32      |
| 15. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表   | 34      |
| 16. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表   | 37      |
| 17. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表   | 38      |
| 18. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表  | 39      |
| 19. 発行日決済取引の売買取引金に関する規則の一部改正新旧対照表  | 40      |
| 20. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表   | 41      |
| 21. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表  | 44      |
| 22. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表  | 48      |
| 23. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部<br>改正新旧対照表                                  | 54      |
| 24. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表  | 55      |
| 25. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表   | 56      |
| 26. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表   | 61      |
| 27. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表   | 64      |
| 28. 入札実施要領の一部改正新旧対照表   | 67      |
| 29. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正<br>新旧対照表                                    | 68      |

|  |    |
|--|----|
| 30．第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表・・・            | 77 |
| 31．第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部<br>改正新旧対照表 ..... | 78 |
| 32．株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表.....                           | 79 |
| 33．優先出資証券上場契約書.....                                      | 85 |
| 34．優先出資引受権証書確約書.....                                     | 86 |

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</b></p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券 ( 新株引受権証書、<u>優先出資証券 ( 協同組織金融機関の発行する優先出資証券 ( 優先出資引受権証書を含む。以下同じ。 ) をいう。以下同じ。 )</u>を含む。第 5 3 条及び第 5 4 条を除き、<u>以下同じ。 )</u> )</p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとする。</p> <p>( 2 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> | <p><b>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</b></p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券 ( 新株引受権証書を含む。第 5 4 条を除き<u>以下同じ。 )</u> )</p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとする。</p> <p>( 2 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p>   |
| <p><b>( 売買の種類 )</b></p> <p>第 8 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 3 ) ( 略 )</p> <p>( 4 ) 財団法人証券保管振替機構 ( 以下「保管振替機構」という。 ) が保管振替事業において取り扱う内国株券 ( 以下「機構取扱株券」という。 ) について、株券等の保管及び振替に関する法律 ( 昭和 5 9 年法律第 3 0 号 ) に基づく実質株主</p>      | <p><b>( 売買の種類 )</b></p> <p>第 8 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 3 ) ( 略 )</p> <p>( 4 ) 財団法人証券保管振替機構 ( 以下「保管振替機構」という。 ) が保管振替事業において取り扱う内国株券 ( 以下「機構取扱株券」という。 ) について、株券等の保管及び振替に関する法律 ( 昭和 5 9 年法律第 3 0 号 ) に基づく実質株主</p> |

(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため本所が必要と認める日

- 4 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当(優先出資者割当を含む。以下この項において同じ。)又は株式(優先出資を含む。第53条及び第54条を除き、以下同じ。)の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号及び第2号を除き、以下同じ。)以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

#### (呼値)

第14条 (略)

2~6 (略)

- 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券を除く。)

株券は、1株(新株引受権証書については、新株引受権の目的である株式1株を引き受けられる権利を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合は1円、2,000円を超え3,000円以下の場合は5円、3,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合は100円、10万円

の通知を行うため本所が必要と認める日

- 4 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当又は株式の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号及び第2号を除き以下同じ。)以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

#### (呼値)

第14条 (略)

2~6 (略)

- 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券は、1株(新株引受権証書については、新株引受権の目的である株式1株を引き受けられる権利を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合は1円、2,000円を超え3,000円以下の場合は5円、3,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合は100円、10

を超え100万円以下の場合は1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合は1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 優先出資証券

前号の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と、「新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書」と、「新株引受権の」とあるのは「優先出資引受権の」と、「株式1株」とあるのは「優先出資1口」と読み替えるものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

8～10 (略)

**(売買単位)**

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券を除く。)は、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)付則第16条第1項の規定に基づき上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が定めた1単位の株式の数とする。ただし、単位株制度の適用を受けない上場会社の発行する株券は、1株とする。

(2) 優先出資証券は、1口とする。

(3) (略)

(4) (略)

万円を超え100万円以下の場合は1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合は1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

8～10 (略)

**(売買単位)**

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券は、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)付則第16条第1項の規定に基づき上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が定めた1単位の株式の数とする。ただし、単位株制度の適用を受けない上場会社の発行する株券は、1株とする。

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

( 5 ) ( 略 )

( 6 ) ( 略 )

#### ( 旧株券及び新株券の代替決済 )

第 4 0 条 旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 旧株券と新株券との双方が上場されている場合の新株券の売買の決済については、その旧株券をもってこれに代えることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

#### ( 吸収合併の場合の決済物件 )

第 4 1 条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被併合会社( 会社以外の法人を含む。 ) が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降における当該上場会社の株券の売買の決済( 旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済 ) については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

#### ( 商号変更の場合の決済物件 )

第 4 1 条の 2 上場会社が商号変更( 名称変更を含む。以下同じ。 ) を行う場合の商号変更日以降の当該上場会社の株券の売買については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件

( 4 ) ( 略 )

( 5 ) ( 略 )

#### ( 旧株及び新株の代替決済 )

第 4 0 条 旧株と新株との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 旧株と新株との双方が上場されている場合の新株の決済については、その旧株をもってこれに代えることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株をもってこれに代えることができない。

#### ( 吸収合併の場合の決済物件 )

第 4 1 条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被併合会社が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降における当該上場会社の株券の売買の決済( 旧株と新株の双方が上場されている場合は、新株の売買の決済 ) については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

#### ( 商号変更の場合の決済物件 )

第 4 1 条の 2 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以降の当該上場会社の株券の売買については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

として取り扱うことができる。

### (有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))の日)までに行わなければならない。

(1) 株主(優先出資者を含む。)の権利を確定するための株主名簿(優先出資者名簿を含む。)閉鎖開始日の前日等の日

(2)・(3) (略)

(4) 機構取扱株券(優先出資証券を除く。)の発行者が営業年度を1年とする会社である場合(商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

4 (略)

### (売買証拠金)

第48条 会員は、発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、本所が定める規則により算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目の日の正午までに、本所に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに相当する買付け又は売付け

### (有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))の日)までに行わなければならない。

(1) 株主の権利を確定するための株主名簿閉鎖開始日の前日等の日

(2)・(3) (略)

(4) 機構取扱株券の発行者が営業年度を1年とする会社である場合(商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

4 (略)

### (売買証拠金)

第48条 会員は、発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、本所が定める規則により算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目の日の正午までに、本所に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに相当する買付け又は売付け

がある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する

がある場合においては、その総売付株数と総買付株数との差引株数につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 (略)

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>(新株引受権証券等の信用取引の禁止)</b><br/>           第3条 正会員は、<u>新株引受権証券(優先出資引受権証券(協同組織金融機関の発行する優先出資引受権証券をいう。))を含む。)</u>、<u>新株引受権証券、上場廃止の基準に該当した銘柄</u>その他本所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p><b>(信用取引に関する通知書の送付)</b><br/>           第6条 (略)<br/>           2 制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、<u>数量</u>、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。<br/>           3 (略)</p> <p><b>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</b><br/>           第7条 正会員は、<u>株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。以下同じ。)</u>のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。<br/>           2 (略)</p> <p><b>(制度信用取引に係る権利処理)</b><br/>           第9条 制度信用取引に係る配当請求権、新株引受権その他の権利の処理に関し必要な事項については、本所が規則により定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(新株引受権証券等の信用取引の禁止)</b><br/>           第3条 正会員は、<u>新株引受権証券、新株引受権証券及び株券上場廃止基準に該当した株券</u>その他本所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p><b>(信用取引に関する通知書の送付)</b><br/>           第6条 (略)<br/>           2 制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、<u>株数</u>、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。<br/>           3 (略)</p> <p><b>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</b><br/>           第7条 正会員は、<u>制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)</u>以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。<br/>           2 (略)</p> <p><b>(制度信用取引に係る権利処理)</b><br/>           第9条 制度信用取引に係る配当請求権(<u>配当には商法(明治32年法律第48号)第293条の5第1項の規定による金銭の分配を含む。)</u>、<u>新株引受権、新株券を追加して発行する株式分割又は会社の分割による株式を受ける権利</u>その他の権利の処理に関し必要な事項については、本所が規則により定める。</p> |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本所に上場している株券又は優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(本所が定めるものに限る。)によって設立される会社(協同組織金融機関(優先出資法に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会(優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会(優先出資法に規定する普通出資者総会をいう。以下同じ。))。ただし、優先出資者総会(優先出資法に規定する優先出資者総会をいう。以下同じ。))の決議が必要な場合は、普通出資者総会及び優先出資者総会)の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本所に上場している株券の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(本所が定めるものに限る。)によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<del>有価証券が</del>上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有</p>   | <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<del>有価証券が</del>上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有</p>   |

価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 商号又は名称

(2) ~ (4) (略)

(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券若しくは優先出資証券の公募（一般募集による新株又は優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の発行をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容

(6) (略)

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会（優先出資証券の上場を申請する場合には、取締役会に相当する業務執行を決定する機関をいう。以下この規程において同じ。）の議事録の写し

(2) ~ (4) (略)

(5) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」 2部

(6) ~ (9) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者

a (略)

b 上場申請に係る株券又は優先出資証券につき、上場後最初に終了する事業年度の末

価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 商号

(2) ~ (4) (略)

(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による新株の発行をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容

(6) (略)

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会議事録の写し

(2) ~ (4) (略)

(5) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」 2部

(6) ~ (9) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者

a (略)

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間におけ

日までの間における株式又は優先出資の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

c (略)

(2) (略)

4～12 (略)

(株券及び優先出資証券の新規上場審査)

第7条 新規上場申請者から上場申請のあった株券及び優先出資証券の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、本所の上場株券の発行者が新たに発行する株券(以下「新株券」という。)若しくは新株引受権証書である場合、本所の上場優先出資証券の発行者が新たに発行する優先出資証券若しくは優先出資引受権証書(優先出資法に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。)である場合には、原則として上場を承認するものとする。

2 前項の規定により新株引受権証書又は優先出資引受権証書が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第14条 上場会社の申請によらない上場株券又は上場優先出資証券の上場廃止を行う場合には、別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

る株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

c (略)

(2) (略)

4～12 (略)

(株券の新規上場審査)

第7条 新規上場申請者から上場申請のあった株券の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、本所の上場株券の発行者(以下「上場会社」という。)が新たに発行する株券(以下「新株券」という。)又は新株引受権証書である場合には、原則として上場を承認するものとする。

2 前項の規定により新株引受権証書が上場されることとなる場合には、当該新株引受権証書の上場申請した上場会社は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第14条 上場会社の申請によらない上場株券の上場廃止を行う場合には、別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

2・3 (略)

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

| 新  |        |   | 旧   |        |   |
|--|--------|---|---|--------|---|
| <p>第1 株券及び優先出資証券<br/>(上場手数料)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 優先出資証券<br/>前1の規定(「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)」(ただし書を除く。)及び「上場会社が新たに発行する株券の上場」に限る。)中、<u>単位株制度の適用を受けない場合に係る部分を準用する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(年賦課金)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 優先出資証券<br/>前1の規定中、<u>単位株制度の適用を受けない場合に係る部分を準用する。</u></p> |        |   | <p>第1 株券<br/>(上場手数料)</p> <p>1 (略)<br/>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(年賦課金)</p> <p>1 (略)<br/>(新設)</p> |        |   |
| <p>第2 新株引受権証書及び優先出資引受権証書<br/>(上場手数料)</p> <p>1 新株引受権証書</p>  |        |   | <p>第2 新株引受権証書<br/>(上場手数料)</p>   |        |   |
| 区分   | 納入期    | 徴収標準  | 区分  | 納入期    | 徴収標準  |
| 上場会社が発行する新株引受権証書の上場  | 上場日の前日 | <p>新株引受権の目的である株式の発行価格に当該株式の数を乗じて得た金額が</p> <p>(1)50億円以下の場合<br/>5万円<br/>ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算によ</p> | 上場会社が発行する新株引受権証書の上場   | 上場日の前日 | <p>新株引受権の目的である株式の発行価格に当該株式の数を乗じて得た金額が</p> <p>(1)50億円以下の場合<br/>5万円<br/>ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算によ</p> |

|  |  |   |             |  |   |
|--|--|---|-------------|--|---|
|  |  | <p><u>り得た金額の半額が5万円未満の場合はその金額</u><br/> <u>(2)50億円を超える場合</u><br/> <u>付</u><br/> <u>10万円</u></p> |             |  | <p><u>り得た金額の半額が5万円未満の場合はその金額</u><br/> <u>(2)50億円を超える場合</u><br/> <u>付</u><br/> <u>10万円</u></p> |
| <p><u>2 優先出資引受権証書</u><br/> <u>前1の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> |  |   | <p>(新設)</p> |  |   |

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 本所に上場される株券及び優先出資証券の上場審査並びに上場株券の上場市場の変更審査については、この基準によるものとする。</p> <p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券及び優先出資証券の上場審査(Q - Boardへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及び資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券及び優先出資証券の上場審査については、適用しない。</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数(優先出資証券の場合には、優先出資の口数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。)が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 本所に上場される株券の上場審査並びに上場株券の上場市場の変更審査については、この基準によるものとする。</p> <p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券の上場審査(Q - Boardへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及び資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数が、上場の時までに、200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。)が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株</p> |

受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、優先出資証券の場合には、200万株と同数の優先出資の口数に1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。以下株券及び優先出資証券の株式数については、第6条第1項第1号を除き、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以上になる見込みのあること。

(2) 株式の分布状況

a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。))をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))役員等により発行済株式総数(発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。)の過半数若しくは出資の総額の過半数が所有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数(以下「少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

b 大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場合には、優先出資1口とする。))以上の株式を所有する株主の数(以下「株主数」という。))が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。

(3) 設立後経過年数

株式会社又は協同組織金融機関として設立

株式数に読み替える。以下株式数については、第6条第1項第1号を除き、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以上になる見込みのあること。

(2) 株式の分布状況

a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))役員等により発行済株式総数の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数(以下「少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

b 大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株以上の株式を所有する株主の数(以下「株主数」という。))が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(3) 設立後経過年数

株式会社として設立された後、上場申請日

された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上経過して、かつ、継続的に営業活動又は事業活動をしていること。

(4)～(6) (略)

(7) 株式事務代行機関の設置

株式事務(優先出資に係る事務を含む。以下同じ。)を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、銀行及び保険会社のうち本所が適当と認める会社及び新規上場申請者で国内の他の証券取引所の上場会社並びに本所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りではない。

(8) 株券の様式

株券(優先出資証券を含む。以下この号において同じ。)について、本所の定める様式に適合していること又は本所の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会(優先出資証券の場合には、取締役会に相当する業務執行を決定する機関をいう。)において決議済みであること。

(9) (略)

2 新規上場申請者の株券又は優先出資証券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の証券取引所に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、同項第5号の規定を適用しないものとする。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第6号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び

の直前事業年度の末日までに3年以上経過して、かつ、継続的に営業活動をしていること。

(4)～(6) (略)

(7) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、銀行及び保険会社のうち本所が適当と認める会社及び新規上場申請者で国内の他の証券取引所の上場会社並びに本所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りではない。

(8) 株券の様式

株券については、本所の定める様式に適合していること又は本所の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会において決議済みであること。

(9) (略)

2 新規上場申請者の株券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の証券取引所に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、同項第5号の規定を適用しないものとする。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第6号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第14号に該当しな

同基準第2条第14号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券又は上場優先出資証券が、その上場会社(Q-Boardの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がQ-Boardの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)

当該合併に係る新設会社又は存続会社

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

いこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、その上場会社(Q-Boardの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がQ-Boardの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)

当該合併に係る新設会社又は存続会社

(2) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 商法210条の2、第212条第1項本文若しくは第212条の2若しくは株式の消却に関する商法の特例法第3条の規定又は<u>優先出資法第15条の規定による自己株式の取得</u></p> <p>e (略)</p> <p>f 利益若しくは剰余金の配当又は商法第293条の5に定める営業年度中の金銭の分配(以下「中間配当」という。)</p> <p>fの2～gの2 (略)</p> <p>h <u>営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</u></p> <p>i～n (略)</p> <p>o <u>営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止</u></p> <p>p 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等に対する株券又は<u>優先出資証券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</u></p> <p>q～u (略)</p> <p>v <u>代表取締役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。)</u>の異動</p> | <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 商法210条の2、第212条第1項本文若しくは第212条の2若しくは株式の消却に関する商法の特例法第3条の規定による自己株式の取得</p> <p>e (略)</p> <p>f 利益の配当又は商法第293条の5に定める営業年度中の金銭の分配(以下「中間配当」という。)</p> <p>fの2～gの2 (略)</p> <p>h 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>i～n (略)</p> <p>o 営業の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>p 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等に対する株券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>q～u (略)</p> <p>v 代表取締役の異動</p> |

- w (略)
- x 商号又は名称の変更
- y ~ a c (略)
- a d 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- a e (略)
- a f a から前 a e までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次に掲げる事実が発生した場合
- a ~ d (略)
- e 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- f 免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発。
- g ~ n (略)
- o 株主(優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。)による株式の発行の差止めの請求
- p 株主による株主総会(普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。 )の招集の請求
- q ~ u (略)
- (3) (略)
- (4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益若しくは利益若しくは剰余金の配当若しくは中間配当又は当該上場会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値(当

- w (略)
- x 商号の変更
- y ~ a c (略)
- (新設)
- a d (略)
- a e a から前 a d までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次に掲げる事実が発生した場合
- a ~ d (略)
- e 営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- f 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発。
- g ~ n (略)
- o 株主による株式の発行の差止めの請求
- p 株主による株主総会の招集の請求
- q ~ u (略)
- (3) (略)
- (4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益若しくは利益の配当若しくは中間配当又は当該上場会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合

該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ c の2 (略)

d 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

e ~ j (略)

k 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

l ~ n (略)

o 商号又は名称の変更

p ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が

は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の連結子会社の業務執行を決定する機関が、当該連結子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ c の2 (略)

d 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

e ~ j (略)

k 営業の全部又は一部の休止又は廃止

l ~ n (略)

o 商号の変更

p ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が

発生した場合

a・b (略)

c 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

d～1 (略)

(2)の2 上場会社が連動子会社(取引規制府令第1条の2第10号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)を有している場合には、第2号のほか、当該連動子会社が次のいずれかに該当する場合

a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

(3) 上場会社の子会社(施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。)の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

3～5 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項につ

発生した場合

a・b (略)

c 営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

d～1 (略)

(新設)

(3) 上場会社の子会社(施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。)の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

3～5 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項につ

いて決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

（１） 第２条第１項第１号 a から a f までに掲げる事項

（２）～（４） （略）

（５） 会社が発行する株式の総数（優先出資の総口数の最高限度を含む。）の変更

（６）・（７） （略）

（８） 新株（優先出資を含む。）の引受人（法第２条第６項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該新株の優先的申込資格の付与

（９）～（１１） （略）

（１２） 株券、優先出資証券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

（１３）～（１５） （略）

２・３ （略）

付 則

この改正規定は、平成１３年９月１日から施行する。

いて決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

（１） 第２条第１項第１号 a から a e までに掲げる事項

（２）～（４） （略）

（５） 会社が発行する株式の総数の変更

（６）・（７） （略）

（８） 新株の引受人（法第２条第６項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該新株の優先的申込資格の付与

（９）～（１１） （略）

（１２） 株券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

（１３）～（１５） （略）

２・３ （略）

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 本所に上場されている株券及び優先出資証券の上場廃止については、この基準によるものとする。</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 営業活動の停止<br/>上場会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合</p> <p>(8)～(14) (略)</p>  | <p>(目的)</p> <p>第1条 本所に上場されている株券の上場廃止については、この基準によるものとする。</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 営業活動の停止<br/>上場会社が営業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合</p> <p>(8)～(14) (略)</p>   |
| <p>昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2条第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数」をいうものとする。</p> <p>4 第2条第2号b及び第2条の2第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場</p> | <p>昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数」をいうものとする。</p> <p>4 第2条第1項第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。</p> |

合には、優先出資 1 口とする。) 以上の株式を  
所有する株主の数」をいうものとする。

付 則

この改正規定は、平成 1 3 年 9 月 1 日から施行  
する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>(普通取引における顧客の受渡時限)</b><br/> 第8条 (略)<br/> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。<br/> (1) <u>株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)</u>について、取引所の定める配当落又は権利落の期日<br/> (2)・(3) (略)<br/> (4) 証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う内国株券(以下「機構取扱株券」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日<br/> 3 (略)</p>                          | <p><b>(普通取引における顧客の受渡時限)</b><br/> 第8条 (略)<br/> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。<br/> (1) 株券について、取引所の定める配当落又は権利落の期日<br/> (2)・(3) (略)<br/> (4) 証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う内国株券(以下「機構取扱株券」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日<br/> 3 (略)</p>   |
| <p><b>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</b><br/> 第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券、転換社債券及び新株引受権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託(第4号に定める売付けの委託を除く。)において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。<br/> (1) <u>株券又は新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)</u>の売付けについては、<u>売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)</u>の合計が売買単位となるように組み合せたもの<br/> (2)~(4) (略)<br/> 2・3 (略)</p> | <p><b>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</b><br/> 第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券、転換社債券及び新株引受権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託(第4号に定める売付けの委託を除く。)において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。<br/> (1) 株券又は新株引受権証書の売付けについては、<u>売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合せたもの</u><br/> (2)~(4) (略)<br/> 2・3 (略)</p> |
| <p><b>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</b><br/> 第14条 顧客は、<u>上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)</u>の株式(優先出資を含む。以下同じ。)の併合に伴</p>  | <p><b>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</b><br/> 第14条 顧客は、<u>上場会社の株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売付け</u></p>   |

い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売付けの決済のために引き渡すことができない。

#### (旧株券及び新株券の代替決済)

第15条 旧株券と新株券の権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以後に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 旧株券と新株券との双方が上場されている場合の新株券の売買の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができる。

3 (略)

#### (吸収合併の場合の決済物件)

第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。)が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。

#### (商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社が商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)を行う場合の商号変更日以後の当該上場会社の株券の売買に係る決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

#### (対当数量に係る委託保証金の返還)

第27条 正会員は、同一顧客の同一銘柄の発行日決済取引に係る売建てと買建てとが対当することとなった場合において、当該顧客から受入保証金の返還請求を受けたときは、当該対当数量に係る受入保証金を返還するものとする。

2 (略)

#### (新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 新株引受権(優先出資引受権を含む。)

の決済のために引き渡すことができない。

#### (旧株及び新株の代替決済)

第15条 旧株と新株の権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以後に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 旧株と新株との双方が上場されている場合の新株の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができる。

3 (略)

#### (吸収合併の場合の決済物件)

第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済(旧株と新株の双方が上場されている場合は、新株の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。

#### (商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以後の当該上場会社の株券の売買に係る決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

#### (対当株数に係る委託保証金の返還)

第27条 正会員は、同一顧客の同一銘柄の発行日決済取引に係る売建てと買建てとが対当することとなった場合において、当該顧客から受入保証金の返還請求を受けたときは、当該対当株数に係る受入保証金を返還するものとする。

2 (略)

#### (新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 新株引受権又は新株券を追加して発行

又は新株券を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。）若しくは会社の分割による株式を受ける権利（以下「新株引受権等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

する株式分割若しくは会社の分割による株式を受ける権利（以下「新株引受権等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(信用取引及び貸借取引規程の読替え)</b><br/>           第36条 受益証券に係る信用取引及び貸借取引規程第8条第1項の規定の適用については、<u>同項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄(以下「貸借銘柄」という。)</u>とあるのは「<u>貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(信用取引及び貸借取引規程の読替え)</b><br/>           第36条 受益証券に係る信用取引及び貸借取引規程第6条第2項及び同第7条第1項の規定の適用については、<u>同第6条第2項中「株数」とあるのは「口数」と、同第7条第1項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄(以下「貸借銘柄」という。)</u>とあるのは「<u>貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券</u>」とする。</p> |

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1) 普通株、優先株、<u>優先出資証券及び新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)</u>の市場内における売買代金の万分の1.20<br/> ただし、重複上場銘柄の対当取引(対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」)は売買代金の万分の0.1</p> <p>(2) 上場銘柄の普通株、優先株、<u>優先出資証券及び新株引受権証書</u>の市場外における売買代金の万分の1.35<br/> ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.31</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1) 普通株、優先株及び新株引受権証書の市場内における売買代金の万分の1.20<br/> ただし、重複上場銘柄の対当取引(対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」)は売買代金の万分の0.1</p> <p>(2) 上場銘柄の普通株、優先株及び新株引受権証書の市場外における売買代金の万分の1.35<br/> ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.31</p> <p>2～5 (略)</p> |

## 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券（財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。）について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>株券</u><br/>           定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該株券の受け株数又は渡し株数に、1株につき5厘（1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき上場会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、5円を当該1単位の株式の数で除して得た額、単位株制度の適用を受けない場合には、5円）を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>協同組織金融機関の発行する優先出資証券</u><br/>           定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該優先出資証券の受け口数又は渡し口数に、1口につき5円を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>証券投資信託の受益証券</u><br/>           定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該証券投資信託の受益証券の受け口数又は渡し口数に、1口につき3厘を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>業務規程により本所の市場における売買の決済を保管振替機関である財団法人証券保管振替機構の口座の振替により行うこととされた株券</u><br/>           定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該株券の受け株数又は渡し株数に、1株につき5厘（1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき上場会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、5円を当該1単位の株式の数で除して得た額、単位株制度の適用を受けない場合には、5円）を乗じて得た額<br/>           （新 設）</p> <p>(2) <u>証券投資信託の受益証券</u><br/>           定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該証券投資信託の受益証券の受け口数又は渡し口数に、1口につき3厘を乗じて得た額</p> |

**対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(対当取引に係る報告)</b></p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)</u>については、<u>その売買単位の100倍の数量以上の対当取引</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の午後4時(半休日においては、午後1時)までに行うものとする。</p> <p>3 第1項第3号から第5号までに規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(対当取引に係る報告)</b></p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p>2 前項第1号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の午後4時(半休日においては、午後1時)までに行うものとする。</p> <p>3 第1項第2号から第4号までに規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。</p> |

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>定款第36条の2の規定に基づき、本所が上場有価証券の売買又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行日決済取引の総売付<u>数量</u>又は総買付数量の制限</p> <p>(6) 発行日決済取引につき、会員が本所に差入れるべき売買証拠金について、次に掲げる事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行日決済取引の総売付<u>数量</u>又は総買付数量の一定数量以上についての売買証拠金の累増</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>定款第36条の2の規定に基づき、本所が上場有価証券の売買又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行日決済取引の総売付<u>株数</u>又は総買付株数の制限</p> <p>(6) 発行日決済取引につき、会員が本所に差入れるべき売買証拠金について、次に掲げる事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行日決済取引の総売付<u>株数</u>又は総買付株数の一定数量以上についての売買証拠金の累増</p> <p>(7)・(8) (略)</p> |

**安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（商法第280条の19第1項の新株引受権の付与に係る募集又は同法第210条の2第2項第3号の契約に係る売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券（以下「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株引受権証券の売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権付社債券）又は上場優先出資証券（<u>協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。</u>）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> | <p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（商法第280条の19第1項の新株引受権の付与に係る募集又は同法第210条の2第2項第3号の契約に係る売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券（以下「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株引受権証券の売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権付社債券）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> |

( 1 ) 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付けの受託（上場株券又は上場優先出資証券の買付けの受託に限る。）をする行為

( 2 ) ( 略 )

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株引受権証券、時価転換社債券又は時価新株引受権付社債券について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託又は証券会社若しくは外国証券会社への売付けを除く。）をしてはならない。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

( 1 ) 安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社であることを知りながら、当該会社から買付けの受託（上場株券の買付けの受託に限る。）をする行為

( 2 ) ( 略 )

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株引受権証券、時価転換社債券又は時価新株引受権付社債券について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託又は証券会社若しくは外国証券会社への売付けを除く。）をしてはならない。

**業務規程施行規則の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>( 保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日 )</b></p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券 (<u>優先出資証券を除く。</u>) の発行者が営業年度を 1 年とする会社である場合 ( 商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。 ) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 ( 休業日を除外する。以下日数計算において同じ。 ) の日 ( 6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日 ) とする。</p> <p><b>( 発行日決済取引の期間 )</b></p> <p>第 5 条 規程第 8 条第 4 項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>( 1 ) 新株券 (<u>新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。</u>) の発行日決済取引<br/>a・b ( 略 )</p> <p>( 2 ) 新株引受権証書及び優先出資引受権証書の発行日決済取引<br/>株主が請求により即日新株引受権証書若しくは<u>優先出資引受権証書</u>を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該新株引受権証書若しくは<u>優先出資引受権証書</u>発送の日から起算して 1 0 日を経過した日の 3 日前の日</p> | <p><b>( 保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日 )</b></p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券の発行者が営業年度を 1 年とする会社である場合 ( 商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。 ) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 ( 休業日を除外する。以下日数計算において同じ。 ) の日 ( 6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日 ) とする。</p> <p><b>( 発行日決済取引の期間 )</b></p> <p>第 5 条 規程第 8 条第 4 項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>( 1 ) 新株券の発行日決済取引<br/>a・b ( 略 )</p> <p>( 2 ) 新株引受権証書の発行日決済取引<br/>株主が請求により即日新株引受権証書を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該新株引受権証書発送の日から起算して 1 0 日を経過した日の 3 日前の日</p> |

**( 転換社債券の売買単位 )**

第 1 3 条 規程第 1 5 条第 5 号に規定する転換社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円、額面 1 0 万円券のものは額面 1 0 万円とする。

**( 新株引受権付社債券の売買単位 )**

第 1 4 条 規程第 1 5 条第 6 号に規定する新株引受権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円とする。

**( 配当落等の期日 )**

第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

( 1 ) 当日決済取引

配当金 ( 商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。 ) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会 ( 優先出資者総会を含む。 ) において株主 ( 優先出資者を含む。 ) として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿 ( 優先出資者名簿を含む。 ) 閉鎖開始日の前日 ( 以下「権利確定日」という。 ) の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、権利確定日 ( 権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の前日 ( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 ) ) とする。

( 2 ) ( 略 )

**( 転換社債券の売買単位 )**

第 1 3 条 規程第 1 5 条第 4 号に規定する転換社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円、額面 1 0 万円券のものは額面 1 0 万円とする。

**( 新株引受権付社債券の売買単位 )**

第 1 4 条 規程第 1 5 条第 5 号に規定する新株引受権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円とする。

**( 配当落等の期日 )**

第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

( 1 ) 当日決済取引

配当金 ( 商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。 ) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日 ( 以下「権利確定日」という。 ) の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、権利確定日 ( 権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の前日 ( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 ) ) とする。

( 2 ) ( 略 )

### (立会外分売の数量)

第25条 規程第30条第1項に規定する本所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の本所の売買立会における最近6か月間(本所が立会外分売に係る届出を受理した日が属する月のその前月以前6か月間とする。)の月平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の月平均売買高に関し必要な事項は、本所がその都度定めるものとする。

(1)~(3)(略)

2 前項の規定は、優先出資証券について準用する。

### (引渡有価証券)

第33条 規程第39条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。ただし、本所が売買単位を超える券種の株券の引渡しを承認した銘柄(以下「受渡供用承認銘柄」という。)については、当該承認に係る券種の株券を引き渡すことができる。

(2)~(4)(略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

### (立会外分売の数量)

第25条 規程第30条第1項に規定する本所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の本所の売買立会における最近6か月間(承認日に属する月のその前月以前6か月間とする。)の月平均売買高(普通取引の売買取引高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の月平均売買取引高に関し必要な事項は、本所がその都度定めるものとする。

(1)~(3)(略)

(新設)

### (引渡有価証券)

第33条 規程第39条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(2) 株券(新株引受権証書を除く。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。ただし、本所が売買単位を超える券種の株券の引渡しを承認した銘柄(以下「受渡供用承認銘柄」という。)については、当該承認に係る券種の株券を引き渡すことができる。

(2)~(4)(略)

**監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が株券上場廃止基準第2条第1号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議(上場優先出資証券の発行者にあっては、取締役会に相当する機関における決議又は決定を含む。以下このaにおいて同じ。)を行った場合</p> <p>(b)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が株券上場廃止基準第2条第1号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議を行った場合</p> <p>(b)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> |

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(気配表示による呼値の特別周知)</b><br/>           第9条(略)<br/>           2(略)<br/>           3 直接上場銘柄の初値の決定前における最初の気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 上場申請日以降の日に株券の公募(一般募集による<u>新株券</u>の発行をいう。)又は売出しが行われた銘柄(以下「公募銘柄」という。)については、当該発行価格又は売出価格とする。この場合において、当該発行価格又は売出価格について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>(2)(略)<br/>           4・5(略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(気配表示による呼値の特別周知)</b><br/>           第9条(略)<br/>           2(略)<br/>           3 直接上場銘柄の初値の決定前における最初の気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 上場申請日以降の日に株券の公募(一般募集による<u>新株</u>の発行をいう。)又は売出しが行われた銘柄(以下「公募銘柄」という。)については、当該発行価格又は売出価格とする。この場合において、当該発行価格又は売出価格について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>(2)(略)<br/>           4・5(略)</p> |

呼値の制限値幅に関する規則一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(株券の制限値幅)</b></p> <p>第2条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>新株券、新株引受権証書及び優先出資引受権証書</u>の呼値の制限値幅は、<u>旧株券</u>の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4(略)</p> <p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p><u>(3) 優先出資証券</u></p> <p><u>第1号、第2号の規定は、優先出資証券について準用する。</u></p> <p><u>(4)(略)</u></p> <p>(注1)～(注4)(略)</p> <p>2(略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(株券の制限値幅)</b></p> <p>第2条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>新株及び新株引受権証書</u>の呼値の制限値幅は、<u>旧株</u>の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4(略)</p> <p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1(略)</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)(略)</u></p> <p>(注1)～(注4)(略)</p> <p>2(略)</p> |

**発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>(売買証拠金の額)</b></p> <p>第2条 売買証拠金の額は、次の各号に掲げる値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該開始日において、当該銘柄に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この条において同じ。)がない場合は、当該開始日における当該銘柄の旧株券の最終値段(新株引受権証書及び優先出資引受権証書については、当該最終値段から払込金額を控除した額)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>(代用有価証券の種類及び代用価格)</b></p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。) 100分の70</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p><b>(売買証拠金の額)</b></p> <p>第2条 売買証拠金の額は、次の各号に掲げる値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該開始日において、当該銘柄に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この条において同じ。)がない場合は、当該開始日における当該銘柄の旧株券の最終値段(新株引受権証書については、当該最終値段から払込金額を控除した額)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>(代用有価証券の種類及び代用価格)</b></p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(新株引受権証書を除き、<u>優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)</u>)を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(目的)</b><br/>第1条 この規則は、信用取引及び貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、新株引受権その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p> <p><b>(配当落調整額)</b><br/>第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当（中間配当（商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配をいう。）を含む。以下同じ。）が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主（優先出資者を含む。以下同じ。）に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券（優先出資証券を含む。）の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。</p> | <p><b>(目的)</b><br/>第1条 この規則は、信用取引及び貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、新株引受権、<u>新株券を追加して発行する株式分割又は会社の分割による株式を受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利」という。）</u>その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p> <p><b>(配当落調整額)</b><br/>第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当（中間配当（商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配をいう。）を含む。以下同じ。）が付与された場合は、当該銘柄の発行会社の株主に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行会社の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。</p> |
| <p>2 (略)</p>  | <p>2 (略)</p>  |
| <p><b>(新株引受権等)</b><br/>第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき新株引受権（<u>優先出資引受権を含む。以下同じ。</u>）又は株式分割等による株式を受ける権利（<u>新株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）による株式（優先出資を含む。以下同じ。）を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。</u>）が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利の価額（以下「引受権価額」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p>  | <p><b>(新株引受権等)</b><br/>第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利（以下「新株引受権等」という。）が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権等の価額（以下「引受権価額」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権等の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p>  |
| <p>2 (略)</p>  | <p>2 (略)</p>  |

### (新株式の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下「証書」という。）を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合において、割り当てられた新株式（商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。）のうち、1単位（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項に規定する1単位をいう。ただし、単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場合には、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券（商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。）を引き渡すことにより処理することができるものとする。

3 前2項の規定により正会員が新株券又は証書を引き渡すこととなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

### (新株券又は証書の授受の日)

第7条 第5条第1項又は第2項の規定による新株券又は証書の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は証書の交付を開始した日（以下「新株

### (新株式の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権等が付与された場合において、割り当てられた新株式（商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。）のうち、1単位（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項に規定する1単位をいう。以下同じ。）の整数倍（単位株制度の適用を受けない場合には、1株の整数倍）の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株引受権の場合にあっては、新株引受権証書（以下「証書」という。）を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとし、株式分割等による株式を受ける権利の場合にあっては、新株券（商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。）を引き渡すことにより処理することができるものとする。

（新設）

2 前項の規定により正会員が新株券又は証書を引き渡すこととなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

### (新株券又は証書の授受の日)

第7条 第5条第1項の規定による新株券又は証書の授受は、当該銘柄の発行会社が新株券又は証書の交付を開始した日（以下「新株券等交付

券等交付日」という。)以後遅滞なく行うものとする。

別表 引受権価額算出に関する表

1 貸借取引の権利処理のために日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。)がその銘柄について新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利(以下「新株引受権等」という。)の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

2・3 (略)

(注) 1. 落札新株引受権等の数には、日証金が入札以外の方法により1単位に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により1単位に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 5. (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

日」という。)以後遅滞なく行うものとする。

別表 引受権価額算出に関する表

1 貸借取引の権利処理のために日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。)がその銘柄について新株引受権等の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

2・3 (略)

(注) 1. 落札新株引受権等の数には、日証金が入札以外の方法により1単位に満たない数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株。以下同じ。)の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により1単位に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 5. (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(制度信用銘柄の選定基準)</b></p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条に規定する上場株式数をいい、<u>優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。</u>以下同じ。)が200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。)が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、<u>単位株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、優先出資証券の場合には、200万株と同数の優先出資口数に、1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。</u>以下この規則における株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2) 株式(<u>優先出資を含む。</u>以下同じ。)の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でない認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。)を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(<u>優先出資者を含む。</u>以下同じ。))をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。)が所有する株式の総数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、<u>優先出資証券の場合には、優先出資1口とする。</u>)以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、300人以上であるとき。</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書</p> | <p><b>(制度信用銘柄の選定基準)</b></p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条に規定する上場株式数をいう。以下同じ。)が200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。)が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、<u>単位株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。</u>以下この規則における株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でない認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。)を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。)が所有する株式の総数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、300人以上であるとき。</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書</p> |

に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）がいずれも正である銘柄であるとき。

(4)～(8) (略)

- 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(c)及び(d)の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

#### （貸借銘柄の選定基準）

第3条 制度信用銘柄（既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。）のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所

に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(4)～(8) (略)

- 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

#### （貸借銘柄の選定基準）

第3条 制度信用銘柄（既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。）のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所

を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(10) (略)

- 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)、(g)及び同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(c)及び(d)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び同取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3~4 (略)

- 5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第10号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6~7 (略)

- 8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第10号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所にお

を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(10) (略)

- 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)、(g)及び同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び同取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3~4 (略)

- 5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第7号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6~7 (略)

- 8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第10号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所にお

いて上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第7号から第10号までの各号、上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第10号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

9 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

いて上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第7号から第10号までの各号)に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

9 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係<br/>           (1)～(3) (略)<br/>           (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。<br/>           a・b (略)<br/>           c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知（<u>優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、優先出資法に規定する普通出資者総会及び優先出資者総会の招集通知</u>）及びその添付書類の写し<br/>           d～f (略)<br/>           g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)までに定める書類 2部<br/>           (a)～(c) (略)<br/>           (d) <u>営業又は事業の譲受け又は譲渡</u>(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の<u>営業又は事業の譲受け又は譲渡</u>を除く。10.aにおいて同じ。)<br/>           譲受け又は譲渡に係る<u>営業又は事業</u>の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲</p> | <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係<br/>           (1)～(3) (略)<br/>           (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。<br/>           a・b (略)<br/>           c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付書類の写し<br/>           d～f (略)<br/>           g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)までに定める書類 2部<br/>           (a)～(c) (略)<br/>           (d) 営業の譲受け又は譲渡(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の<u>営業の譲受け又は譲渡</u>を除く。10.aにおいて同じ。)<br/>           譲受け又は譲渡に係る<u>営業の概況</u>、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の</p> |

受け又は譲渡の対価等を記載した本所  
所定の「上場申請のための営業の譲受  
け（又は譲渡）概要書」

h・i （略）

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、商法又は優先出資法  
の規定により株主名簿又は優先出資者名簿  
の閉鎖を行ったとき又は基準日を設けたと  
き（株券等の保管及び振替に関する法律（昭  
和59年法律第30号）第31条第1項第  
3号の規定に基づき財団法人証券保管振替  
機構が実質株主の通知を行った場合を含  
む。）は、当該株主名簿若しくは優先出資  
者名簿の閉鎖時又は基準日（株式会社に  
あっては、営業年度の開始の日から起算して  
6か月を経過した日（商法第293条の5  
第1項の規定により定款をもって営業年度  
中の一定の日を定めている場合には、営業  
年度ごとの当該日）を含む。以下「株主名  
簿の閉鎖時又は基準日」という。）におけ  
る株主若しくは優先出資者が所有する株式  
若しくは優先出資の数又は株主若しくは優  
先出資者の数を把握した都度、更新後の「株  
式の分布状況表」を提出するものとする。

k～o （略）

(5) （略）

#### 10. 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第  
3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及び  
Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）  
が次のaからcまでのいずれかに該当する場合  
には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以  
後、合併、分割、子会社化若しくは非子会  
社化若しくは営業若しくは事業の譲受け若

「上場申請のための営業の譲受け（又  
は譲渡）概要書」

h・i （略）

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、商法の規定により株  
主名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日を設  
けたとき（株券等の保管及び振替に関する  
法律（昭和59年法律第30号）第31条  
第1項第3号の規定に基づき財団法人証券  
保管振替機構が実質株主の通知を行った場  
合を含む。）は、当該株主名簿の閉鎖時又  
は基準日（営業年度の開始の日から起算し  
て6か月を経過した日（商法第293条の  
5第1項の規定により定款をもって営業年  
度中の一定の日を定めている場合には、営  
業年度ごとの当該日）を含む。以下「株主  
名簿の閉鎖時又は基準日」という。）にお  
ける株主が所有する株式の数又は株主の  
数を把握した都度、更新後の「株式の分布状  
況表」を提出するものとする。

k～o （略）

(5) （略）

#### 10. 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第  
3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及び  
Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）  
が次のaからcまでのいずれかに該当する場合  
には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以  
後、合併、分割、子会社化若しくは非子会  
社化若しくは営業の譲受け若しくは譲渡を

しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに営業又は事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日前に行われた行為にあっては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が額面金額の変更等を目的とした実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から営業を承継する人的分割（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b・c（略）

### 13．第9条（新株券等の上場申請手続）関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券及び優先出資証券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券及び優先出資証券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

### 14．第10条（新株券等の上場）関係

- (1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準
- a 新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。）以下この14．において同じ。）若しくは株主割当（優先出資者割当を含む。）以下この14．において同じ。）により発

行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに営業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日前に行われた行為にあっては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が額面金額の変更等を目的とした実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から営業を承継する人的分割（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b・c（略）

### 13．第9条（新株券等の上場申請手続）関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

### 14．第10条（新株券等の上場）関係

- (1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準
- a 新株引受権証書若しくは株主割当により発行される新株券又は株式分割により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引によ

行される新株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。）又は株式分割（優先出資分割を含む。以下この14.において同じ。）により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

(a) (略)

(b) 株式数(新株引受権証書にあっては、新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この14.において同じ。）の目的である株式数)が100万株（1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が1,000株以外の場合には、当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下同じ。）以上であること。

(c) (略)

(注)新株引受権証書にあっては、当該新株引受権の目的である新株券についても、発行日決済取引を行う。

b～e (略)

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株引受権証書又は上場株券（上場優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。）と権利関係を異にする新株券が上場後の分布状況等が著しく悪いと認められない場合は、原則としてその発行されたときに上場する。

り上場する。

(a) (略)

(b) 株式数(新株引受権証書にあっては、新株引受権の目的である株式数)が100万株（1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が1,000株以外の場合には、当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下同じ。）以上であること。

(c) (略)

(注)新株引受権証書にあっては、当該新株引受権の目的である株式についても、発行日決済取引を行う。

b～e (略)

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株引受権証書又は上場株券と権利関係を異にする新株券が上場後の分布状況等が著しく悪いと認められない場合は、原則としてその発行されたときに上場する。

b 前(1)又は前aの規定により上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3) (略)

(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからdまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間の満了の前日であって、本所が定める日までとする。

a (略)

b 新株引受権証書を株主(優先出資者を含む。)の請求により発行する場合には、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の日の3日前までの間において株主の請求ある場合には、即日(おそくとも、翌日午前中)に新株引受権証書を発行すること。

c (略)

d 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券(優先出資証券を含む。)を、払込期日後遅滞なく発行すること。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(2)d及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本(純資産)の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

合併(新規上場申請者が東京又は大阪証券取引所のいずれかの上場会社である場合を除く。

b 新株式として上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3) (略)

(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからdまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間の満了の前日であって、本所が定める日までとする。

a (略)

b 新株引受権証書を株主の請求により発行する場合には、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の日の3日前までの間において株主の請求ある場合には、即日(おそくとも、翌日午前中)に新株引受権証書を発行すること。

c (略)

d 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券を、払込期日後遅滞なく発行すること。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(2)d及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本(純資産)の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

合併(新規上場申請者が東京又は大阪証券取引所のいずれかの上場会社である場合を除く。

以下同じ。)、分割、子会社化若しくは非子会社化又は営業(事業を含む。以下この別添1において同じ。)の譲受け若しくは譲渡(以下「合併等」という。)に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

(略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

以下同じ。)、分割、子会社化若しくは非子会社化又は営業の譲受け若しくは譲渡(以下「合併等」という。)に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

(略)

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。<u>以下同じ。</u>）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> |

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧                                    |
|--|--------------------------------------|
| <p>第1 <u>株券及び優先出資証券</u></p> <p><u>1 株券</u></p> <p><u>2 優先出資証券</u></p> <p><u>前1の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>第1 株券</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この(1)において同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は所有している他の会社をいうものとする。</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動及び事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイ又はロに</p> | <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は所有している他の会社をいうものとする。</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイ又はロに該当すると</p> |

該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ・ロ (略)

(b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の利益配当又は優先的配当(優先出資法に規定する優先的配当をいう。)を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) ~ (e) (略)

b 第2号関係

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役(協同組織金融機関の理事長、副理事長及び理事を含む。以下同じ。)の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役(協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。)に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、優先出資証券

きは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ・ロ (略)

(b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) ~ (e) (略)

b 第2号関係

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。

の上場を申請するときは、普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針についても分かりやすく記載されていること。

( b ) ~ ( d ) ( 略 )

d ( 略 )

( 3 ) ( 略 )

## 2 . 第 4 条 ( 上場審査基準 ) 第 1 項関係

( 1 ) ( 略 )

( 2 ) 株式の分布状況

a ( 略 )

b 新規上場申請者が、前 a の ( f ) 又は ( g ) の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日 ( ( g ) の場合) においては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この ( 2 ) において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。) 後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募又は売出しについて本所の会員以外の証券会社若しくは外国証券会社 ( 以下「非会員証券会社」という。 ) 又は外国証券業者 ( 外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。 ) が元引受契約又は募集若しくは

( b ) ~ ( d ) ( 略 )

d ( 略 )

( 3 ) ( 略 )

## 2 . 第 4 条 ( 上場審査基準 ) 第 1 項関係

( 1 ) ( 略 )

( 2 ) 株式の分布状況

a ( 略 )

b 新規上場申請者が、前 a の ( f ) 又は ( g ) の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日 ( ( g ) の場合) においては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この ( 2 ) において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。) 後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所の会員以外の証券会社若しくは外国証券会社 ( 以下「非会員証券会社」という。 ) 又は外国証券業者 ( 外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。 ) が元引受契約又は募集若しくは売出しの取

くは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員証券会社（本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所（以下「指定証券取引所」という。）が本所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。）又は外国証券業者（本所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、（a）に指定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c ~ e （略）

（3）設立後経過年数

a 第3号に規定する「継続的に営業活動又は事業活動をしている」とは、新規上場申

扱いを行うこととなる契約（本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員証券会社（本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所（以下「指定証券取引所」という。）が本所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。）又は外国証券業者（本所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、（a）に指定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c ~ e （略）

（3）設立後経過年数

a 第3号に規定する「継続的に営業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申

請者の上場申請日における主要な営業又は事業に関する活動が、3年以上継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な営業に関する活動について審査対象とするものとする。

b・c (略)

(4) 株主資本(純資産)の額

a・b (略)

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第4号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本(純資産)の額をいうものとする。

d～f (略)

(5)・(6) (略)

(7) 株式事務代行機関の設置

a 第7号に規定する「株式事務代行機関」とは、商法第206条第2項に規定する名義書換代理人(優先出資証券に係る事務にあっては、優先出資法に規定する名義書換代理人)であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務又は優先出資証券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b・c (略)

(8)・(9) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

請日における主要な営業に関する活動が、3年以上継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な営業に関する活動について審査対象とするものとする。

b・c (略)

(4) 株主資本(純資産)の額

a・b (略)

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第4号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額をいうものとする。

d～f (略)

(5)・(6) (略)

(7) 株式事務代行機関の設置

a 第7号に規定する「株式事務代行機関」とは、商法第206条第2項に規定する名義書換代理人であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b・c (略)

(8)・(9) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及び日本証券業協会に登録されている株券の発行者並びにこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。))に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募(一般募集による新株(優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)の発行をいう。以下同じ。)又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者のうち国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及び日本証券業協会に登録されている株券の発行者並びにこれらに準じる者として本所が定める者以外の新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募(一般募集による新株の発行をいう。以下同じ。)又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p>  |
| <p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第3条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する証券会社(外国証券会社を含む。以下同じ。)である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当</p>                           | <p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第3条 新規上場申請者(第1条に規定する新規上場申請者をいう。以下同じ。)が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する証券会社(外国証券会社を含む。以下同じ。)である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予</p> |

該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(公開価格の決定)

第3条の3 新規上場申請者及び元引受会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格(競争入札による公募等を行う場合にあっては、競争入札による公募等を除く上場前の公募等(以下「入札後の公募等」という。)の価格をいう。以下「公開価格」という。)を決定するものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第3条の6 (略)

2 元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式(優先出資を含む。以下同じ。)の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(第三者割当等による新株発行に関する規制)

第17条 新規上場申請者が、上場申請日の属する事業年度の初日から上場日の前日までの期間

定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(公開価格の決定)

第3条の3 新規上場申請者及び元引受会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格(競争入札による公募等を行う場合にあっては、競争入札による公募等を除く上場前の公募等(以下「入札後の公募等」という。)の価格をいう。以下「公開価格」という。)を決定するものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第3条の6 (略)

2 元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(第三者割当等による新株発行に関する規制)

第17条 新規上場申請者が、上場申請日の属する事業年度の初日から上場日の前日までの期間

において、株主割当又は優先出資者割当以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行（商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。以下この条において同じ。）を行っている場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

2 （略）

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

において、株主割当以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行（商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。以下この条において同じ。）を行っている場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

2 （略）

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が40万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、40万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、40万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、<u>優先出資の場合には、40万株と同数の優先出資の口数に1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。</u>以下この取扱いにおける株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)未満となる場合には、40万株とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が40万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、40万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、40万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下この取扱いにおける株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)未満となる場合には、40万株とする。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者及び元引受会員は、元引受会員が前号に規定する方法により下限価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該決定に際して選定した類似会社の商号又は<u>名称</u>及び選定理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。</p>   | <p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者及び元引受会員は、元引受会員が前号に規定する方法により下限価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該決定に際して選定した類似会社の商号及び選定理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。</p>   |

(5) ~ (7) (略)

(特別利害関係者の定義等)

第5条 (略)

2 上場前公募等規則第6条第3項第2号に規定する「大株主上位10名」とは、所有株式数の多い順に10名の株主(新規上場申請者の従業員持株会を除き、優先出資証券の場合には、優先出資法に規定する優先出資者をいう。)をいうものとする。

3 (略)

4 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する証券会社の「人的関係会社」とは、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、証券会社が、他の会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいうものとする。

5 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する証券会社の「資本的関係会社」とは、証券会社(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の発行済株式総数(発行済優先出資の総口数を含む。)の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社(当該他の会社が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合において、上場に係る株式公開の公正の確保に明らかに支障がないと本所が認めるものを除く。)をいうものとする。

別添1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 類似会社(新規上場申請者の株式の発行価格

(5) ~ (7) (略)

(特別利害関係者の定義等)

第5条 (略)

2 上場前公募等規則第6条第3項第2号に規定する「大株主上位10名」とは、所有株式数の多い順に10名の株主(新規上場申請者の従業員持株会を除く。)をいうものとする。

3 (略)

4 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する証券会社の「人的関係会社」とは、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、証券会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいうものとする。

5 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する証券会社の「資本的関係会社」とは、証券会社(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社(当該他の会社が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合において、上場に係る株式公開の公正の確保に明らかに支障がないと本所が認めるものを除く。)をいうものとする。

別添1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 類似会社(新規上場申請者の株式の発行価格

又は売出価格の算定の基礎とすることが適当な会社をいう。以下同じ。)については、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次の各号に掲げる事項並びに株価(優先出資証券にあっては、優先出資証券の価格をいう。以下この別添1において同じ。)の形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則として2社以上(本所が選定した会社1社以上を含む。)を選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 業績及び成長性(1株当たり(優先出資証券の発行者にあっては、1口当たりと読み替える。以下この別添1において同じ。)の純利益額及び純資産額、売上高及び純利益等の伸び率等)

(4)・(5) (略)

## 2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

(略)

(1) (略)

(2) 類似会社が、直前決算期末の翌日以後増資等により発行済株式総数(優先出資証券にあっては、優先出資法に規定する普通出資の総口数と優先出資の総口数を合計した数と読み替える。以下この別添1において同じ。)に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a・b (略)

(3)~(7) (略)

## 3 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

又は売出価格の算定の基礎とすることが適当な会社をいう。以下同じ。)については、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次の各号に掲げる事項並びに株価形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則として2社以上(本所が選定した会社1社以上を含む。)を選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 業績及び成長性(1株当たりの純利益額及び純資産額、売上高及び純利益等の伸び率等)

(4)・(5) (略)

## 2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

(略)

(1) (略)

(2) 類似会社が、直前決算期末の翌日以後増資等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a・b (略)

(3)~(7) (略)

## 3 (略)

### 入札実施要領の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(入札価格の単位)</p> <p>第4条 入札を行う場合の入札価格は、1株(優先出資にあっては、1口。以下同じ。)につき、当該1株の入札価格が1,000円以下の場合<br/>は5円、1,000円を超え1万円以下の場合<br/>は10円、1万円を超え10万円以下の場合<br/>は100円、10万円を超え100万円以下の場合<br/>は1,000円、100万円を超える場合は<br/>1万円とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>(入札価格の単位)</p> <p>第4条 入札を行う場合の入札価格は、1株につき、当該1株の入札価格が1,000円以下の場合<br/>は5円、1,000円を超え1万円以下の場合<br/>は10円、1万円を超え10万円以下の場合<br/>は100円、10万円を超え100万円以下の場合<br/>は1,000円、100万円を超える場合は<br/>1万円とする。</p> |

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項<br/>発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれること。ただし、額面株式をその券面額を発行価額として株主に對しその有する株式の数に応じて発行する場合（<u>優先出資証券にあっては、優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合</u>）を除く。</p> <p>b 第1号fに掲げる事項<br/>次に掲げるもののいずれかに該当すること。<br/>(a) <u>利益若しくは剰余金の配当又は中間配当の1株当たり若しくは1口当たりの額及び方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は中間配当と同一であること。</u><br/>(b) <u>1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は1株当たりの中間配当の額をそれぞれ直近の1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は中間配当の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2未満であること。</u></p> <p>c 第1号hに掲げる事項<br/>(a) <u>営業又は事業の全部又は一部を譲渡</u></p> | <p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項<br/>発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれること。ただし、額面株式をその券面額を発行価額として株主に對しその有する株式の数に応じて発行する場合を除く。</p> <p>b 第1号fに掲げる事項<br/>次に掲げるもののいずれかに該当すること。<br/>(a) 利益の配当又は中間配当の1株当たりの額及び方法が直近の利益の配当又は中間配当と同一であること。<br/>(b) 1株当たりの利益の配当の額又は1株当たりの中間配当の額をそれぞれ直近の1株当たりの利益の配当の額又は中間配当の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2未満であること。</p> <p>c 第1号hに掲げる事項<br/>(a) 営業の全部又は一部を譲渡する場合</p> |

する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

- イ 最近事業年度の末日における当該営業又は事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。
- ロ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益（当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。
- ニ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は

次に掲げるもののいずれにも該当すること

- イ 最近事業年度の末日における当該営業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。
- ロ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益（当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。
- ニ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による

事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該営業又は事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ニ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又

当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- イ 当該営業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- ハ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- ニ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けに

は事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d・e (略)

f 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

(a)~(g) (略)

g・h (略)

i 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であ

る当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d・e (略)

f 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)~(g) (略)

g・h (略)

i 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込

ると見込まれること。

j ~ l (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからgまでに掲げる区分に応じ当該aからgまでに掲げることとする。

a ~ c (略)

d 利益若しくは剰余金の配当又は中間配当

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.2以上又は0.8以下であること。

e ~ g (略)

## 2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a ~ cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかにも該当すること。

(a) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額

まれること。

j ~ l (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからgまでに掲げる区分に応じ当該aからgまでに掲げることとする。

a ~ c (略)

d 利益の配当又は中間配当

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.2以上又は0.8以下であること。

e ~ g (略)

## 2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a ~ cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかにも該当すること。

(a) 当該営業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該営業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加

又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e ~ i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかにも該当すること。

(a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該営業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該営業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e ~ i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかにも該当すること。

(a) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) (略)

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。))で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合は、代表取締役が所要の手續に従い決定したこと)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ eの2 (略)

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項  
非上場会社から営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

(c) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) (略)

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合は、代表取締役が所要の手續に従い決定したこと)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ eの2 (略)

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項  
非上場会社から営業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合  
本所が定めるところにより作成する「営

本所が定めるところにより作成する「営業の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 （略）

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの営業若しくは事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業若しくは事業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f ~ o （略）

( 4 ) （略）

( 5 ) 第 1 5 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a ~ e （略）

f 優先株（優先出資証券を含む。）又は子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に利益配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額（権利確定日の 2 週間前に通知のこと。）

g ~ k （略）

( 6 ) ・ ( 7 ) （略）

9 . 第 8 条（有価証券の見本の提出）関係

( 1 ) ・ ( 2 ) （略）

( 3 ) 上場会社が商号若しくは名称又は額面金

業の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 （略）

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの営業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f ~ o （略）

( 4 ) （略）

( 5 ) 第 1 5 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a ~ e （略）

f 優先株の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額（権利確定日の 2 週間前に通知のこと。）

g ~ k （略）

( 6 ) ・ ( 7 ) （略）

9 . 第 8 条（有価証券の見本の提出）関係

( 1 ) ・ ( 2 ) （略）

( 3 ) 上場会社が商号又は額面金額を変更する

額を変更する場合には、変更後の商号若しくは名称又は額面金額を表示した新株券を作成し、旧株券(旧優先出資証券を含む。)との引替えを遅滞なく行うものとする。ただし、株式分割に伴い額面金額が読み替えられる場合は、この限りでない。

10. 第9条(株主等への発送書類の提出)関係

(1) 第9条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a 株主総会招集通知書(普通出資者総会又は優先出資者総会の招集通知書を含む。)

b ~ e (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

場合には、変更後の商号又は額面金額を表示した新株券を作成し、旧株券との引替えを遅滞なく行うものとする。ただし、株式分割に伴い額面金額が読み替えられる場合は、この限りでない。

10. 第9条(株主等への発送書類の提出)関係

(1) 第9条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a 株主総会招集通知書

b ~ e (略)

(2) (略)

**第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により発行された新株(優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。))に規定する優先出資をいう。以下同じ。))を含む。<u>以下同じ。))</u>の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による新株発行を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主(優先出資法に規定する優先出資者を含む。))以外の者に新株引受権(優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。))を付与する方法(以下「第三者割当」という。))による新株発行を行う場合には、新株の割当を受けた者との間で、書面により、新株の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により発行された新株の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による新株発行を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主以外の者に新株引受権を付与する方法(以下「第三者割当」という。))による新株発行を行う場合には、新株の割当を受けた者との間で、書面により、新株の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> |

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>( 第三者割当により発行された新株の譲渡の報告等の取扱い )</p> <p>第 3 条 第三者割当規則第 3 条に規定する「必要な事項を記載した書面」とは、次の各号に掲げる事項を記載した書面をいう。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 譲渡株式数又は譲渡優先出資口数</p> <p>( 3 ) ~ ( 7 ) ( 略 )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 3 年 9 月 1 日から施行する。</p> | <p>( 第三者割当により発行された新株の譲渡の報告等の取扱い )</p> <p>第 3 条 第三者割当規則第 3 条に規定する「必要な事項を記載した書面」とは、次の各号に掲げる事項を記載した書面をいう。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 譲渡株式数</p> <p>( 3 ) ~ ( 7 ) ( 略 )</p> |

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況表</p> <p>a 第2号aに規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下にならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期(審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。)の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。))が財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内</p> | <p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況表</p> <p>a 第2号aに規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下にならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期(審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。)の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の株券が財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特</p> |

に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f ~ m (略)

(3) (略)

(4) 債務超過

a 第4号に規定する「債務超過の状態にある場合」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本(純資産)の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合を除く。)及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本(純資産)の額が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

(5) (略)

(6) 破産、再生手続、更正手続又は整理

a (略)

b 第6号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業若しくは事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総

定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f ~ m (略)

(3) (略)

(4) 債務超過

a 第4号に規定する「債務超過の状態にある場合」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合を除く。)及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

(5) (略)

(6) 破産、再生手続、更正手続又は整理

a (略)

b 第6号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議する

会又は普通出資者総会に付議することの取締役会決議（上場優先出資証券の発行者にあっては、取締役会に相当する機関における決議又は決定を含む。以下この（b）において同じ。）を行った場合

当該上場会社から当該営業若しくは事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（営業又は事業の大部分の譲渡の場合には、当該営業又は事業の譲渡が営業又は事業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

（7）営業活動の停止

a 第7号に規定する「営業活動若しくは事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動又は事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a）（略）

（b）上場会社が、前（a）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日

（c）（略）

（8）不適当な合併等

a 第8号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

ことを決議した場合

当該上場会社から当該営業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（営業の大部分の譲渡の場合には、当該営業譲渡が営業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

（7）営業活動の停止

a 第7号に規定する「営業活動の停止」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a）（略）

（b）上場会社が、前（a）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日

（c）（略）

（8）不適当な合併等

a 第8号aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 非上場会社からの営業又は事業の譲受け

( d ) ( 略 )

( e ) 他の者への営業又は事業の譲渡

( f ) ( 略 )

( g ) 第三者割当による新株若しくは優先出資の発行又は50名に満たない者に対する新株若しくは優先出資の発行

( h ) ( 略 )

b 次の( a ) から( d ) までのいずれかに該当する場合は、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 非上場会社から分割による営業の承継又は非上場会社から営業若しくは事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ ( 略 )

ロ 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)未満であること。

ハ 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 非上場会社からの営業の譲受け

( d ) ( 略 )

( e ) 他の者への営業の譲渡

( f ) ( 略 )

( g ) 第三者割当による新株発行又は50名に満たない者に対する新株発行

( h ) ( 略 )

b 次の( a ) から( d ) までのいずれかに該当する場合は、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

( a ) ・ ( b ) ( 略 )

( c ) 非上場会社から分割による営業の承継又は非上場会社から営業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ ( 略 )

ロ 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)未満であること。

ハ 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高)未満

の売上高)未満であること。

二 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額)未満であること。

(d) 分割による他の者への営業の継承、他の者への営業又は事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株又は優先出資の発行、50名に満たない者に対する新株又は優先出資の発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a)~(c) (略)

(d) 商号又は名称

(e) (略)

であること。

二 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額)未満であること。

(d) 分割による他の者への営業の継承、他の者への営業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株発行、50名に満たない者に対する新株発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a)~(c) (略)

(d) 商号

(e) (略)

d ~ g (略)  
(9) ~ (12) (略)

7. 昭和57年10月1日改正付則第3項(経過措置)関係

1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第3項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

d ~ g (略)  
(9) ~ (12) (略)

7. 昭和57年10月1日改正付則第3項(経過措置)関係

1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第3項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

優先出資証券上場契約書  
**優先出資証券上場契約書**

平成 年 月 日

証券会員制法人 福岡証券取引所

理事長 殿

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

発行者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ (以下「発行者」という。)は、その発行する優先出資証券を上場するについて、福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 . 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定(以下「諸規則等」という。)のうち、発行者及び上場される優先出資証券(以下「上場優先出資証券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場優先出資証券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

優先出資引受権証券確約書

**確約書**

平成 年 月 日

証券会員制法人 福岡証券取引所

理事長

殿

主たる事務所の所在地

発行者名

印

代表者の役職氏名

印

(コード番号

)

本機関は、平成 年 月 日発行の優先出資に係る優先出資引受権証券の上場に関し、次の各項に掲げる事項を、貴所に対し確約いたします。

- 1．本機関は、貴所が上場優先出資引受権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。
- 2．本機関は、貴所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場優先出資引受権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
- 3．本機関は、優先出資引受権証券を優先出資者の請求により発行するときは、申込期日の3日前までの間において、優先出資者の請求のあったときは、即日（遅くとも、翌日午前中）優先出資引受権証券を発行いたします。
- 4．本機関は、上場優先出資引受権証券の取扱場所を、貴所の認める場所に設置いたします。
- 5．本機関は、上場優先出資引受権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴所に通知いたします。
- 6．本機関は、貴所における売買の決済に支障をきたさないよう優先出資証券を払込期日後遅滞なく発行します。
- 7．本機関は、貴所の有価証券上場規程別表に従い、所定の上場手数料を支払います。
- 8．本機関は、前各項のほか、貴所の定めるところに従い、優先出資引受権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。

以上